

# 的外

みのる法律事務所便り  
第363号  
令和2年7月



みのる法律事務所  
弁護士 千田 實  
〒021-0853  
岩手県一関市字相去57番地5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句

73



ありがたや ああありがたや ありがたや

平和にやれた 75年



令和2年7月10日  
青空浮世乃捨

昭和20（1945）年に終戦となり、令和2（2020）年で、丸75年となります。この75年間日本は戦争に巻き込まれることなく、戦争で一人の国民も殺されず、一人の外国人も殺していません。

これは、最高です。日本は、明治→大正→昭和20年までの77年間、日清戦争、日露戦争、日中戦争、太平洋戦争と戦争を繰り返しました。アメリカは、終戦後だけでも25回も戦争をしています。

75年間の平和があったから、日本は復興し二度目の東京オリンピックを迎えるまでになったのです。小生に限って言えば、120冊を超える駄弁本を発刊出来たのです。駄弁本の中には、政権批判も少なくありません。こんなことが出来るのは平和だからです。

この平和は、憲法9条のお陰なのです。心の底からそう感じるものですから、9条に対する感謝の思いを詠みました。

いなべん だべんく  
田舎弁護士の駄弁句 ⑦4

口だけの 責任痛感 子日わく  
巧言令色 鮮なし仁



令和2年7月10日  
青空浮世乃捨

令和2（2020）年7月10日付け岩手日報に『責任痛感』  
『説明責任果たす』首相発言実態伴わず」というタイトルの記事が掲  
載されました。サブタイトルには「低姿勢も常態化」とか「口だけ」  
とありました。痛快です。

安倍首相は、これまでもそうでしたが、まさしく口だけで、「責任  
を痛感しています」、「説明義務を果たします」と言いながら、後ろを  
向いてベロを出しているように見えていましたが、よくぞ岩手日報は  
そこを指摘したと胸がすくような気持ちになりました。

孔子は、「<sup>こうげんれいしよくすく</sup>巧言令色<sup>じん</sup>鮮なし仁」と言っています。

「口ばかりうまく外見を飾る者は、ほとんど仁はないものだ」とい  
う意味です。

『声に出して読みたい論語』の著者 齋藤孝氏（明治大学教授）は、  
「仁とは思いやりの心です。人徳を備えた人を仁者と呼ぶが、巧言令  
色ばかりの人は、仁者と呼ばない。言葉と格好だけでは、とても仁者  
などと言えない」というような解説をしていますが、私には安倍首相  
の「責任痛感」という言葉は巧言にすぎず、「説明責任を果たす」と  
いうのは、令色にすぎないと思えてなりません。

## 何が当たり前なのでしょう



岩手県奥州市の小野寺孝喜さんは、毎月『ニューモラル』という道徳を考える月刊誌を送って下さります。大変分かり易く人間の生き方を教えており、いつも参考にしています。令和2年7月号は、『『当たり前』ってなんだろう』というタイトルです。

その書き出し部分は、次のように書いています。

【これまで「当たり前」と信じて疑わなかったことが、もはや「当たり前」と思えなくなった——緊急事態宣言の発令前後の状況を振り返ると、そんなふうにも感じられます。

例えば……。

毎日学校に通って、教室で勉強したり、友達と遊んだりできること。

新しい人たちと寄り集まって、気兼ねなく会話を楽しめること。

思い立ったそのときに、自由にどこへでも出かけられること。

何より、健康上も経済的にも大きな不安がなく、安定した生活を送ることができること。

そうした日常に思わぬ制限がかかったとき、ただ不便というだけでなく、不安や不満など、さまざまな思いがわき起こります。

平素は「当たり前」と思っていた日常生活についても、あらためて考えざるをえません。】

昭和17（1942）年生まれの私の幼少期時代は食料難時代で、三度の食事に事欠く毎日でした。外食などしたことはありません。出前を取ることもありません。口に入る物があればそれだけで有り難い時代でした。それが当たり前でした。

「遊興」つまり遊び楽しむことと、「贅沢」つまり不必要なところにまで金を使うことと、「便利」つまり都合がいいことの三つを求める生活が当たり前となっている現代に、新型コロナウイルスは警鐘を鳴らしているように思えるのですが、いかがでしょうか。ホストクラブなどというところにはどんな人が行くのですかね…。そういう人にとっては、ホストクラブに行くのが当たり前となっているのでしょうか。



## 嬉しい言葉

弁護士 50 周年記念本として『都会の弁護士と田舎の弁護士』を発行することにしました。田舎の弁護士としては私が、都会の弁護士としては、司法研修所の同級生 久保利英明先生(第二東京弁護士会所属、日比谷パーク法律事務所代表)が、田舎のねずみと町のねずみの役で登場するというウソップ物語風の書き物です。

久保利先生が「発刊に寄せて」という文章を書いてくれました。さすが、久保利先生です。文章力も素晴らしいですが、私の言いたいことを全て理解してくれた上、私の駄弁が何百倍にも輝くように研磨してくれました。

その全文は、『都会の弁護士と田舎の弁護士』が発刊されたらお読み戴けますが、今日はその一部分だけを紹介します。

1969年司法研修所入所以来50年を超える畏友、千田實弁護士から、面白い本を書きたいと連絡があった。2020年がねずみ年だから、イソップ物語の「いなかのネズミとまちのネズミ」をもじって、私と彼自身を畑にのせて「都会の弁護士と田舎の弁護士」というウソップ物語を10日で書くという。ウソップと言うくらいだから、話がオーバーで、面白くて、何かの参考になれば良いだろう、と人身御供に上がることを快諾した。

校正刷りを頂いて驚いた。これはウソップどころか、大変な比較文化論であり、弁護士の本質とは何かを改めて問い直す、「弁護士役割論」である。

慌てて、イソップの「いなかのネズミとまちのネズミ」を岩波文庫版から、子供用の絵本、日英対訳版まで手当たり次第何冊も買い込んで、読みふけた。私は知っているつもりになっていたが、真面目にこの話を読んだことはなかった。物語のあらすじは、「田舎に行った都会のネズミは麦の茎や大根、ドングリをご馳走になった。都会のネズミはこんなものを食べて退屈な暮らしをしているなら、町においでよと招待した。そこにはパンに豆、乾燥イチジク、蜂蜜、レーズン、チーズや肉が盛りだくさんだった。食

べようとしたら、猫の鳴き声が聞こえて、ドアをひっかいていた。二匹は慌てて狭い穴に潜り込み、息を潜めた。やっと食事を再開しようとするすると召使いがテーブルを片付けに部屋にやって来た。驚いた田舎のネズミは帰り支度をしてこう言った。「素晴らしいご馳走を用意してもらってありがとうございます。でも、こんなに危険が多くては私にはとても楽しめません。私は粗末な食べ物で退屈な生活でも安全な田舎の暮らしが好きです。」とさっさと田舎に帰ってしまい、二度と町のことを思い出しませんでした。」

というものである。教訓としては①「安全、安心第一」とのんびり暮らすのが幸せ ②「住めば都」で、住み慣れたところが一番良い ③「虎穴に入らねば虎児を得ず」と、リスクを取らなければ成果は掴めない、など考えられる。

しかし、千田さんと私はこのネズミたちとは少し違うように思う。都会の弁護士がみんな都会のネズミのようにリスクを取りながらチャレンジングに生きているかと言えば、もっとのんびりのほほんど暮らしタイプの町弁（市民の一般事件を専門として都市に住む弁護士）も多いはずだ。

千田さんがのんびりのほほんど暮らしているかと言えば、逆である。こんなに忙しい弁護士は都会にも数少ない。二人は都会だろうと田舎だろうと、どこに住もうと、同質の弁護士だ。いつも身の丈を超えて挑戦し、50年間、それぞれの地域や仕事の種類や健康状態を超えて、懸命に努力してきた同類項なのだ。



久保利先生のことは良く知っていたつもりです。ですが、ここを読んで、涙が滲んできました。私如きの駄文のため、イソップの「いなかのネズミとまちのネズミ」の本を何冊も買い込んで読みふけてくれたのです。

事務局も家内も子供達も孫も「凄い。偉くなる人は違う」と感動しました。「ライオンは兎一匹捕るためにも全力を尽くす」と言われているが、まさにそんな感じがするという話で盛り上がりました。

久保利先生ほど忙しい先生はいないことをよく知っている私としては、彼に余計な手間暇をかけてしまったこと、彼の義理堅さに濟まないという思いと、嬉しさで涙が出てしまいました。いつでも真剣に勝負する剣豪の

ようです。その久保利先生を『ウソップ物語』でネズミとしてしまい、恐縮の極みです。

蛇足ですが、久保利先生の電話では、イソップ物語日英対訳版では、田舎のネズミが都会に行ったら猫が出てきて、驚かされるシーンには猫ではなく犬が出て来たそうで、国によって違うことを知ったと語っていたことが印象的でした。

ゆったり、のほほんとやりたい弁護士はどこに住んでいても、そうするはずだ。でも、千田さんや私のような弁護士は、土日も働き、反応スピードとサービスの質が高まるから依頼者が増えて、仕事が殺到する。それがさらに弁護士の活力を生むから、50年経っても、現役なのだ。

イソップ物語のネズミとは違って、「いなべん」こと千田實も「破天荒」こと久保利 英明も依頼者に人生を捧げる生き方を続けることになるはずだ。お互い健康には気をつけて、頭と心と体を正常に維持しよう。弁護士 50 年は途中経過に過ぎないのだから。



この文章が届いてから、間もなく久保利先生と電話で話しました。「体も頭も、動かしていないと錆び付くから、動かし続けよう」と言ったら「そうだ、そうだ。もう古い機械になったから、油を差しながら動かし続けよう」と笑っていました。

同級生の久保利先生の派手派手な姿を、テレビや新聞や本などで見る度に私は奮い立ちます。何よりのカンフル剤です。この本を弁護士50周年記念本として発刊したら、50周年記念本の発行は『戦後75年と憲法9条の講演録』で止めようかと考えていましたが、久保利先生はこの本は「弁護士役割論」だと言ってくれたことに調子付いて、50周年記念本の三冊目として『弁護士役割論』を書いてみようという気が湧いてきました。

後期高齢者となり、こんな嬉しい言葉を頂戴し天にも昇る思いです。これでまたやる気が出ました。



## 戦後75年と憲法9条



田舎弁護士の駄弁句73で、「ありがたや ああありがたや ありがたや 平和にやれた 75年」と詠みました。そのコメントでは「この平和は、憲法9条のお陰なのです。心の底からそう感じるものですから、9条に対する感謝の思いを詠みました」と述べました。

その思いは、戦後70年を過ぎた頃から強く意識していました。いつか一冊にまとめてみたいと考えていましたが、令和2(2020)年2月9日に『戦後75年と憲法9条』と題して、講演するようにとの要請がありました。喜び勇んで普段思っていることを語りました。

その講演録が出ました。この事務所便り『的外』を読んで下さっている皆様にイの一番に読んで戴きたく謹呈させて戴きます。

お読み戴ければ内容は分かりますが、忙しい皆様のために「はじめに」と「おわりに」の部分を転載します。ここを読んで興味が湧いたら、講演録を斜め読みでもして下さい。田舎弁護士を50年も続けられ、駄弁本も120冊も出せたのも『的外』を30年間一度も休まず出し続けられたのも、9条のお陰です。どれほど感謝しても感謝し切れないのです。

<< はじめに >>

田舎弁護士の大衆法律学『新・憲法の心』は、『戦争の放棄』シリーズ(青い本シリーズ)を、平成29(2017)年10月10日に第23巻の『9条は戦争という防衛手段を放棄した』を発行し、一度打ち切りました。

その後、『新・憲法の心』は、『国民の権利及び義務』シリーズ(緑の本シリーズ)に入り、24巻、25巻と発刊しました。引き続き『新・憲法の心』は、緑の本シリーズを書くつもりでいました。

ところが、令和2(2020)年1月に入るや、岩手県一関9条の会より、令和2(2020)年の新春の集いで『戦後75年と憲法9条』と題して新春の講演をするようにとの要請がありました。

戦後70年を過ぎた頃より「戦後70年以上が経過したのに、日本は戦争に関与していない。戦争で一人の国民も殺されずに、また、一人の外国人も殺すことがなかった。これは、憲法9条のおかげだ」と強く思うようになりました。いつかそのことを語ってみたい、一冊にまとめてみたいと思っていました。

いいタイミングでした。令和2(2020)年2月9日の一関9条の会の新春講演会で『戦後75年と憲法9条』と題して、1時間20分講演させて戴きました。

それを妻が録音し、反訳した講演録を作っていました。それに少し手を入れ、『戦後75年と憲法9条講演録』と題して発刊します。

令和2(2020)年2月17日

田舎弁護士 千田 實

<< おわりに >>

一関 9 条の会で『戦後 75 年と憲法 9 条』と題して、2020 年新春の集いの席で、講演したのは、令和 2 (2020) 年 2 月 9 日でした。同年 3 月 28 日には一関文化センターでみのる法律事務所の事務長千葉美智さんの『改正民法に関するピンクの本』の出版記念講演会が予定され、多くの人から出席するとの回答を寄せていただいていた。

ところが、新型コロナウイルス問題の先行きが不透明となり、今日令和 2 (2020) 年 3 月 16 日になって延期の通知を送りました。

今日は、この講演録を脱稿し、直ちに『コロナウイルスと憲法 9 条』という青い本シリーズの第 25 巻を書き始めることにしました。そのため、この講演録は、ほとんど見直しもしないで入稿します。

『コロナウイルスと 9 条』は新型コロナウイルスという異人類と闘うためには「戦争の放棄」と「戦力の不保持」という日本国憲法 9 条を世界の国々の憲法に採り入れ、世界各国の軍費をコロナウイルス対策費に回さなければならないというものです。

国の枠を取り払って、全人類が一致団結して新型コロナウイルスという異人類と闘わなければならないという私感を新聞に連載してくれるという話もあり、急いで書き上げたいのです。

話の内容は、この講演内容と重なる部分があります。9 条を早く世界憲法にしなければならないということをコロナウイルス問題に関連付けて述べたいのです。

そのような事情のため、本書は十分に推敲していません。見直しも不十分です。誤字脱字や不適切な表現も沢山あると思います。他人を傷付ける表現もありそうです。「思い上がってる」とお叱りを受けるであろうことも覚悟しています。

ですが、私としては普段思っていることを率直に話したつもりです。嘘は言っていません。

お気に触るところも多々あると思いますが、どうか、ポケ老人の繰り言と笑ってお許し下さいますように伏してお願い申し上げます。

そういうふう感じているポケ老人もいるのだと思って戴ければ幸甚です。私が述べたことは、私個人の印象ですから読者諸氏がどのように感じられるかは当然のことですが、御自由です。

私事となりますが、令和 2 (2020) 年で弁護士 50 周年となります。弁護士生活 50 周年となる私の憲法 9 条に対する印象は、この講演録に集約されている気がします。

そこで、この講演録は『弁護士 50 周年記念本』の一冊として世に出すことにしました。

令和 2 (2020) 年 3 月 16 日

田舎弁護士 千田 實

